

鹿児島工業高等専門学校学生準則

第1章 誓約書

第1条 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう心がけねばならない。

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに別記第1号の様式により、保護者等が連署した入学誓約書を提出しなければならない。

第3条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

第4条 保護者等が死亡し、又は資格を失った場合は、直ちに新たに保護者等となる者を定めて、別記第2号の様式による保護者等変更届を提出しなければならない。

第2章 学生証

第5条 本校の学生は、第1学年と第4学年の初めに、また、専攻科生は第1学年の初めに、学生証の交付を受けて通学・旅行等には常時携帯し、求められた場合には、いつでもこれを提示しなければならない。

第6条 学生証はその有効期間を終了したとき又は退学するときは、校長に返納しなければならない。

第7条 学生証を紛失し、又は毀損したときには別記第3号の様式により直ちに校長に届出て、再交付を受けなければならない。

第3章 休学、退学、欠席等

第8条 学生は疾病その他の事由により、3ヶ月以上継続して就学することができないときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、学級担任又は専攻長を経て校長に、別記第

4号の様式による休学願を提出して、その許可を受けなければならない。

第9条 休学したものが休学の事由がなくなったことにより、復学しようとするときは、別記第5号の様式による復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

第10条 学生が退学しようとするときは、別記第6号の様式による退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第11条 学生は改氏名その他一身上の異動があったときは、別記第7号の様式により直ちに校長に届け出なければならない。

第12条 学生が住居を変更したときは、直ちに別記第8号の様式による住居変更届を校長に提出しなければならない。

第13条 学生が欠席又は欠課しようとするときは、事前に理由を明記して、学級担任に、別記第9号の様式による欠課届を提出してその許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により、事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。専攻科生については、1週間未満の欠席については届けを要しない。

2 疾病のため引続いて1週間以上欠席するときは、欠課届に医師の診断書を添えるものとする。

第14条 父母近親の喪に服するときは、別記第10号の様式による公欠・忌引届を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は父母7日、祖父母、兄弟姉妹3日、伯叔父母・曾祖父母1日とする。ただし、葬儀のため、遠隔地への旅行を要するときは、その往復日数を忌引の期間に加える場合がある。

第4章 服装

第15条 学生は通学時には、制服または制服以外の服のいずれでも着用することができる。

2 制服及び徽章の制定については別表のとおりとする。

3 特に学校が指示した場合は、それに従うものとする。

4 学生は学内外のいずれにおいても、学生としての自覚の下に品位をそこなわない服装を心掛ける。

第5章 健康診断

第16条 学生は毎年の定期又は臨時の健康診断、及び予防接種を受けなければならない。

第17条 校長は必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

第6章 学生会等

第18条 本校に本校学生全員をもって構成する学生会を置く。

第19条 学生会は学校の指導のもとに学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門学校教育の目的達成に資することを目的とする。

第20条 学生会は前条の目的を実現するため次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。
- (2) 健全な趣味や豊かな教養を養い個性の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学生生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において自治的能力を養うとともに公民としての資質を向上させる。

第21条 学生会活動を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに法令及び学則・学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- (2) 学生会は本来の目的使命に則り、その目的を逸脱し、校内の秩序を乱すような活動を行わないこと。
- (3) 学生は学生会の運営について常に深い関心をはらい、その活動に参加すること。
- (4) 学生会は会員の総意に基づいて運営され、またいかなる場合においても個人の思想・良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (5) 学生会は学外活動を行うにあたっては、学校の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
- (6) 学生会は、その目的使命の達成上、必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて学校が承認した場合にかぎり、学外団体に加盟することができるものとする。

第 22 条 学生会は学生全員をもって組織するものとする。

2 学生は入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

第 23 条 学生会に総会、評議会、学級会、執行委員会、専門委員会、局及び部に会計監査員を置く。

2 総会は少なくとも年 2 回開催するものとする。

3 評議会は学級より選出された評議員及び総務、学生会執行委員、各種委員会委員長、局長並びに会計監査員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議する。

4 学生会執行委員のうち会長・副会長は立候補による総選挙により選出し、その他の委員は会長が委嘱して、それぞれ学生会の事務を処理する。

5 局の構成は文化局、体育局、風紀局、環境局、交通局、報道局及び総務局とする。

6 局をその活動内容に応じて部及び同好会に分ける。

7 学生はその希望によって、部又は同好会に所属するものとする。

第 24 条 学生会は規約を制定して、学校の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。

2 規約中に少なくとも次の事項を記載しなければならない。

(1) 名称

(2) 目的

(3) 構成

(4) 組織

(5) 役員の種類及びその任務

(6) 総会・評議会の機能と権限

(7) 局及び部・同好会の種類とそれらの機能

(8) 会費に関する事。

(9) 会計に関する事。

(10) 指導教員に関する事。

(11) 会議の招集に関する事。

(12) 部・同好会活動の連絡調整に関する事。

(13) 選挙に関する事。

(14) 会議、各部、会計、選挙等の細則に関する事。

(15) 事業計画及び予算・決算に関する事。

(16) 規約の改正に関する事。

第 25 条 学生会は、毎年度事業計画書及び収支決算書について学校の承認を受け、また事

業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

第 26 条 学生会の指導については、校長の命を受けて、学生主事が統括する。

- 2 各部及び各同好会にそれぞれ指導教員を置く。
- 3 指導教員は校長が命じ、学生主事の統括のもとに部又は同好会の活動の指導にあたる。
- 4 学生会の予算は部に対して計上し、同好会には計上しない。

第 27 条 学生が学生会のほか、本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、責任代表者 2 名以上の署名捺印のうえ学生主事を経て校長に別記第 11 号の様式による学生団体結成願を提出してその許可を受けなければならない。

第 28 条 前条の団体の行為が本校の目的に反すると認められるときには、校長がその解散を命ずる場合がある。

第 29 条 学生の団体が本校名を使用して学外団体に加入しようとするときは、当該学外団体の目的・規約及び役員に関する事項並びに加入の目的を記載した文書を添え、学生主事を経て校長に別記第 12 号の様式による学外団体加入願を提出し、その許可を受けなければならない。

第 30 条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は許可を取り消す場合がある。

第 7 章 集会及び施設設備使用

第 31 条 学生及び学生の団体が集会、催物その他の行事を学内において行う場合、又は、学外において本校名を使用して行う場合、若しくは学外団体の企画するものに本校名を使用して参加する場合は、校長の許可を受けなければならない。

- 2 許可の願い出は、次の各号のいずれかにより、責任代表者が集会・行事・施設設備使用許可願を 1 週間以前に学生主事を経て校長に提出しなければならない。ただし、学内において日常その使用を認められた施設設備をその認められた目的で使用する場合及び公欠の場合はこの限りでない。

(1) 学内において行う場合は、その目的、日時、場所、責任者、参加学生名等を別記第 13 号 A 様式の許可願に記入する。また、学外者も参加するときは、その団体名、団体代表者名、参加人数等も併記する。

(2) 学外において本校名を使用して行う場合は、その目的、日時、場所、責任者、参加

学生名等を別記第 13 号 B 様式の許可願に記入する。また、学外団体の企画するものに本校名を使用して参加する場合は、当該主催団体の名称及び責任者名、行事等の目的、日時、場所等並びに参加する者の責任者、参加学生名等を別記第 13 号 B 様式の許可願に記入する。

第 32 条 前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、その中止を命ずることがある。

2 学生又はその団体が、本校の施設設備を故意又は重大な過失により滅失、き損又は破損したときは、その現状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

第 8 章 印刷物の配布及び販売

第 33 条 学生が学内において、又は本校名を使用して学外において、雑誌、新聞、パンフレット、その他の印刷物を発行、配布又は販売しようとするときは、別記第 14 号の様式により当該印刷物 2 部を添えて学生主事を経て校長に提出しその許可を受けなければならない。

第 9 章 掲示

第 34 条 学生が学内において、又は本校名を使用して学外において、ビラ・ポスター類を掲示しようとするときは、別記第 15 号の様式により当該掲示物の写を添えて、学生主事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学内に掲示するときは本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

第 10 章 雑則

第 35 条 本則施行に際して必要あるときは、施行細則を定める。

附 則

この準則は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、昭和 54 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、昭和 61 年 5 月 30 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 5 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 7 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 11 年 6 月 18 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 15 年 4 月 25 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、平成 16 年 4 月 16 日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校学生準則の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、平成 17 年 4 月 22 日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校学生準則の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、平成 18 年 5 月 10 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、平成 20 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この準則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この準則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条第 2 項別表に定める学科章のうち、土木工学科については、在学する者が当該学科に在学しなくなる日（平成 26 年 3 月 31 日）において廃止するものとする。

附 則

この準則は、平成 22 年 7 月 23 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、平成 28 年 2 月 19 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この準則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、令和 3 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この準則は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この準則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

制服及び徽章

学生準則第 15 条に基づく制服及び徽章は下記のとおりとする。

1 制服（本校指定のもの）

(1) 男子服（冬服）

黒色詰えり学生服に本校のボタン、右襟に「学生章」、左襟に「学科章」をつける。

(2) 男子服（夏服）

上……白色、半袖シャツ

下……黒色、学生ズボン

M

E

左ポケットに 「鹿高専S」と刺しゅうする。

I

C

(3) 女子服（冬服・合服）

スカート……グレー

ブラウス……白色・長袖とする。

ブレザー……濃紺

リボン……エンジ

右襟に「学生章」、左襟に「学科章」をつける。

(4) 女子服（夏服）

スカート……グレー

ブラウス……白色・半袖とする。

M

E

左ポケットに 「鹿高専S」と刺しゅうする。

I

C

2 徽章

(1) 学生章、学科章

紋様は別表のとおりとする。

(第1号様式)

入学誓約書

鹿児島工業高等専門学校長 殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校

学科・専攻

氏名 (自署)

生年月日 年 月 日

本籍地 都・道・府・県

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」(令和3年2月18日理事長裁定)に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに届け出ます。

(保護者等)

住所 〒

学生との関係

氏名

(自署)

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

(第2号様式)

担任又は専攻長

保護者等 変更届

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

[工学部 年 番
専攻科 [専 攻 年

氏 名 (自署)

下記のとおり変更したので、誓約とともに届け出ます。

記

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和3年2月18日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

年 月 日

住 所
学生との関係
氏 名 (自署)
生年月日 年 月 日
緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

(第3号様式)

学科長又は専攻科長	担任又は専攻長

休 学 願

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

工学科 年(学籍番号)

工学専攻 年(学籍番号)

氏 名 (自署)

保護者等(学生との関係)

(〒)

住 所

氏 名 (自署)

下記事由により休学したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

1. 休学の理由

2. 休学の期間

年 月 日から

年 月 日まで

(備考)

1. 病気の場合は医師の診断書を添付すること。
2. 病気以外の場合は詳細な事由書を添付すること。

(第5号様式)

学科長又は専攻科長	担任又は専攻長

復 学 願

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

工学科 年(学籍番号)

工学専攻 年(学籍番号)

氏 名 (自署)

保護者等(学生との関係)

(〒)

住 所

氏 名 (自署)

下記のとおり休学中のところ 年 月 日から復学したいので、
許可くださるようお願いいたします。

記

1. 理由

2. 休学の期間

年 月 日から

年 月 日まで

(備考)

1. 病気による休学の場合は復学に支障ない旨の医師の診断書を添付すること。

2. 休学期間満了とともに復学しようとする者も復学願を提出すること。

(第6号様式)

学科長又は専攻科長	担任又は専攻長

退 学 願

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

工学科 年(学籍番号)

工学専攻 年(学籍番号)

氏 名 (自署)

保護者等(学生との関係)

(〒)

住 所

氏 名 (自署)

下記事由により退学したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

1. 退学の理由

2. 年 月 日付

(第7号様式)

身上異動届

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

[]工学科 年 番
専攻科 []専攻 年

氏 名 (自署)

下記のとおり一身上に異動がありましたので、届け出ます。

記

異動の内容

1 改氏名

旧氏名

改正氏名 (ふりがな)

2 転籍

旧本籍

都・道・府・県

新本籍

都・道・府・県

3 その他

(備考) 戸籍抄本を添付すること。

(第8号様式)

担任又は専攻長

住居変更届

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

工学科・専攻 年

氏名

下記のとおり住居を変更しましたので、届け出ます。

記

1. 変更人 本人 ・ 保護者等

2. 変更年月日 年 月 日

3. 旧住所 〒 —

3. 新住所 〒 —

TEL ()
